

審查基準整理票

処分名	国民健康保険出産育児一時金の支給		
根拠法令名	国民健康保険法	第58条	
基準法令名	大津市国民健康保険条例	第4条	
所管部署	健康福祉部 保険年金課 資格給付係		
標準処理期間	60日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載			
国民健康保険出産育児一時金の支給に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。なお、当該法令が記載された図書は、担当課において備え置く。			
＜参考＞			
【根拠法令】 国民健康保険法 第五十八条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。			
2・3 略			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。